

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建設政策課	整理番号	1-2
許認可等の種類	建設業の認可			
根拠法令条例等・条項	建設業法第17条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第17条の3第1項			
許認可等の概要	建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割、相続に係る認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(建設業許可の規定を準用することとされているため)</p> <p>【参考】建設業法第十七条の二第4項、第十七条の三第3項            第十七条の二            四 第七条及び第八条の規定は一般建設業の許可を受けている譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人(以下この条において「譲渡人等」という。)に係る前三項の認可について、第八条及び第十五条の規定は特定建設業の許可を受けている譲渡人等に係る前三項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第七条及び第八条中「許可を受けようとする者」とあり、並びに第十五条中「特定建設業の許可を受けようとする者」とあるのは、「第十七条の二第一項に規定する譲受人、同条第二項に規定する合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は同条第三項に規定する分割承継法人」と読み替えるものとする。</p> 第十七条の三 三 第七条及び第八条の規定又は同条及び第十五条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	建設業の譲渡及び譲受け並びに合併:未設定 (建設業法第17の2各項において、事実の発生日までの認可を規定) 相続:45日			
期間の制定根拠	相続:建設業許可を準用			